

改 正 案		
7 林地開発許可申請書等に添付する書類及び図面 〔要領〕別表第1（第3条関係） 林地開発〔変更〕許可申請書に添付する書類及び図面 (副本には＊印の書類、図面のみ添付すること。)		
(1) 必要な書類		
No.	必要な書類	書類の名称、内容及び注意事項
＊ 1	開発行為に係る事業計画の概要書 (施行細則様式第 15 号) 〔42～43 ページ参照〕	・ 開発行為者名、場所、目的、地域指定の状況、地目ごとの面積、土地利用計画ごとの面積、工事期間、事業の概要（例一住宅戸数、計画人口、採石土の場合は月産量、畜産の場合は予定頭数等）大規模で長期にわたる開発計画の一部についての許可申請である場合には、全体計画との関連が明らかであること。 ・ 変更許可申請の場合には、変更部分について変更前と変更後について 2 段書きとすること。 ・ 工事施工業者に防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類を添付すること。なお、申請時において開発行為の工事施工業者が確定していない場合は、開発行為に着手する前に必要な書類を提出することを誓約する書類等を提出すること。 ・ 防災施設等の維持管理の方法を示すこと
2	開発行為をしようとする区域の土地に関する所有権等の権利を証する書類	・ 土地の登記事項証明書 開発区域の全体について、申請日より前 3 箇月以内に発行されたものに限る。
3	開発行為に係る森林について当該開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ていることを証する書類 (施行規則第 4 条第 3 号)	・ 土地その他の所有者等の同意書等 ・ 土地その他の売買契約書及び賃貸契約書の写し
4	許可を受ける者が法人である場合は当該法人の登記事項証明書 法人でない団体の場合は、代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類 個人の場合にはその住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類 (施行規則第 4 条第 4 号)	・ 法人の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。） 申請日より前 3 箇月以内に発行されたものに限る。 ・ 個人番号カード 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード。
5	開発行為の実施工程に関する書類	主たる工事種別に分けて記載すること。 防災施設、排水施設及び調節池等は、本工事の着工に先行して工事計画をすること。

改 正 前		
7 林地開発許可申請書等に添付する書類及び図面 〔要領〕別表第1（第3条関係） 林地開発〔変更〕許可申請書に添付する書類及び図面 (副本には＊印の書類、図面のみ添付すること。)		
(1) 必要な書類		
No.	必要な書類	書類の名称、内容及び注意事項
＊ 1	開発行為に係る事業計画の概要書 (施行細則様式第 15 号) 〔42～43 ページ参照〕	・ 開発行為者名、場所、目的、地域指定の状況、地目ごとの面積、土地利用計画ごとの面積、工事期間、事業の概要（例一住宅戸数、計画人口、採石土の場合は月産量、畜産の場合は予定頭数等）大規模で長期にわたる開発計画の一部についての許可申請である場合には、全体計画との関連が明らかであること。 ・ 変更許可申請の場合には、変更部分について変更前と変更後について 2 段書きとすること。 ・ 工事施工業者に防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類を添付すること。なお、申請時において開発行為の工事施工業者が確定していない場合は、開発行為に着手する前に必要な書類を提出することを誓約する書類等を提出すること。
2	開発行為をしようとする区域の土地に関する所有権等の権利を証する書類	・ 土地の登記事項証明書 開発区域の全体について、申請日より前 3 箇月以内に発行されたものに限る。
3	開発行為に係る森林について当該開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ていることを証する書類 (施行規則第 4 条第 3 号)	・ 土地その他の所有者等の同意書等 ・ 土地その他の売買契約書及び賃貸契約書の写し
4	許可を受ける者が法人である場合は当該法人の登記事項証明書 法人でない団体の場合は、代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類 個人の場合にはその住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類 (施行規則第 4 条第 4 号)	・ 法人の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。） 申請日より前 3 箇月以内に発行されたものに限る。 ・ 個人番号カード 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード。
5	開発行為の実施工程に関する書類	主たる工事種別に分けて記載すること。 防災施設、排水施設及び調節池等は、本工事の着工に先行して工事計画をすること。

改 正 案			改 正 前		
No.	必要な書類	書類の名称、内容及び注意事項	No.	必要な書類	書類の名称、内容及び注意事項
6	残置し又は造成する森林及び緑地の計画並びにその維持管理方法に関する書類	残置する森林又は緑地の地番及び面積、造成する森林又は緑地の面積、植栽樹種、植栽本数等並びにそれらの維持管理方法 森林又は緑地の維持管理については、市町村管理又は自己管理等の区別 ・残置し又は造成する森林及び緑地についての権限の取得状況を証する書類 ・森林又は緑地の配置図 ・市町村が管理する場合には、それを証する書類 ・「残置森林等の管理に関する誓約書」(施行細則様式第 16 号) 自己管理等の場合に地権者別(申請者が土地所有者以外の場合は土地所有者のもの)に作成すること。 [44 ページ参照]	6	残置し又は造成する森林及び緑地の計画並びにその維持管理方法に関する書類	残置する森林又は緑地の地番及び面積、造成する森林又は緑地の面積、植栽樹種、植栽本数等並びにそれらの維持管理方法 森林又は緑地の維持管理については、市町村管理又は自己管理等の区別 ・残置し又は造成する森林及び緑地についての権限の取得状況を証する書類 ・森林又は緑地の配置図 ・市町村が管理する場合には、それを証する書類 ・「残置森林等の管理に関する誓約書」(施行細則様式第 16 号) 自己管理等の場合に地権者別(申請者が土地所有者以外の場合は土地所有者のもの)に作成すること。 [44 ページ参照]
7	一時的利用の場合にあっては、利用後の原状回復方法に関する書類	土石の採掘等の終了後の復元方法 開発するための仮設道路等、一時的に利用した後の復元方法	7	一時的利用の場合にあっては、利用後の原状回復方法に関する書類	土石の採掘等の終了後の復元方法 開発するための仮設道路等、一時的に利用した後の復元方法
8	開発行為の周辺地域への配慮に関する書類	開発行為により道路が分断される場合には付替道路の設置計画が明らかである等、森林施業に支障を及ぼすおそれがないように適切な配慮がなされていること。 開発行為が周辺の地域住民の生活及び産業活動に相当の悪影響を及ぼすことのないように適切な配慮がなされていることが明らかであること。 ・地方公共団体との環境の保全に関する協定書等の写し	8	開発行為の周辺地域への配慮に関する書類	開発行為により道路が分断される場合には付替道路の設置計画が明らかである等、森林施業に支障を及ぼすおそれがないように適切な配慮がなされていること。 開発行為が周辺の地域住民の生活及び産業活動に相当の悪影響を及ぼすことのないように適切な配慮がなされていることが明らかであること。 ・地方公共団体との環境の保全に関する協定書等の写し
9	開発行為に関し、他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合には、当該処分に係る申請の状況を記載した書類(既に処分があったものについては、当該処分があったことを証する書類) (施行規則第 4 条第 5 号)環境影響評価法等に基づく環境影響評価手続の状況がわかる書類	自然公園法、文化財保護法、都市計画法、採石法、風致地区条例、その他の法令及び条例等 ・許認可申請書の提出状況、許認可書、届出書、受理書等の写し	9	開発行為に関し、他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合には、当該処分に係る申請の状況を記載した書類(既に処分があったものについては、当該処分があったことを証する書類) (施行規則第 4 条第 5 号)環境影響評価法等に基づく環境影響評価手続の状況がわかる書類	自然公園法、文化財保護法、都市計画法、採石法、風致地区条例、その他の法令及び条例等 ・許認可申請書の提出状況、許認可書、届出書、受理書等の写し
10	開発行為を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類 (施行規則第 4 条第 6 号)	・用地費、工事費、その他の事務費等の明細 ・自己資金の場合は、預入金融機関等の証明 ・借入金の場合は、貸付金融機関等の融資証明 ・その他資金の確実な調達を証する書類 ・「森林法第 10 条の 3 第 1 項に関する誓約書」(施行細則様式第 17 号)	10	開発行為を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類 (施行規則第 4 条第 6 号)	・用地費、工事費、その他の事務費等の明細 ・自己資金の場合は、預入金融機関等の証明 ・借入金の場合は、貸付金融機関等の融資証明 ・その他資金の確実な調達を証する書類
11	その他参考となる事項を記載した書類	・水利権者、関係行政区長等の同意書又はそれらとの協議経過書等 ・開発行為をしようとする区域(開発区域の全体)の土地取得状況一覧表 大字、字、地番、地目、面積、所有者等の区分で作成すること。 水害防止については ・「水害の防止」に基づく検討計算書〔(要領)様式第 5 号〕、 ・検討地点の断面能力計算書〔(要領)様式第 6 号〕 及び ・雨水排水に関する河川等の管理者との調整結果表〔(要領)様式第 12 号〕 (申請者が自ら記入作成すること) により調節池の必要性を検討及び添付し、調節池が必要な場合は更に次の計算書等を添付すること。 [48～55 ページ参照] ・許容放流量計算書〔(要領)様式第 7 号〕 ・調節池容量計算書〔(要領)様式第 8 号〕 ・調節池構造計算書①〔(要領)様式第 9 号〕 ・ " ②〔(要領)様式第 10 号〕 ・調節池構造比較表〔(要領)様式第 11 号〕	11	その他参考となる事項を記載した書類	・水利権者、関係行政区長等の同意書又はそれらとの協議経過書等 ・開発行為をしようとする区域(開発区域の全体)の土地取得状況一覧表 大字、字、地番、地目、面積、所有者等の区分で作成すること。 水害防止については ・「水害の防止」に基づく検討計算書〔(要領)様式第 5 号〕、 ・検討地点の断面能力計算書〔(要領)様式第 6 号〕 及び ・雨水排水に関する河川等の管理者との調整結果表〔(要領)様式第 12 号〕 (申請者が自ら記入作成すること) により調節池の必要性を検討及び添付し、調節池が必要な場合は更に次の計算書等を添付すること。 [48～55 ページ参照] ・許容放流量計算書〔(要領)様式第 7 号〕 ・調節池容量計算書〔(要領)様式第 8 号〕 ・調節池構造計算書①〔(要領)様式第 9 号〕 ・ " ②〔(要領)様式第 10 号〕 ・調節池構造比較表〔(要領)様式第 11 号〕
(2) 必要な図面			(2) 必要な図面		
(略)			(略)		

改 正 案	改 正 前
〔要領〕別紙1(第2条関係) 森林法第10条の2に基づく開発行為の許可申請に対する処分に係る審査基準 第1章 一般的基準 第1節 総則 第1 次の事項のすべてに該当し、申請に係る開発行為を行うことが確実であること。 1 (略) 2 開発行為に係る森林につき、開発行為の<u>施行</u>の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を申請者が得ていることが明らかであること。 3 (略) 4 申請者に開発行為を行うために必要な信用及び資力があることが明らかであること。<u>防災施設等(擁壁、排水施設、えん堤、洪水調整池、貯水池、沈砂池その他の森林の有する公益的機能を維持するために必要な施設をいう。以下同じ。)</u>の整備に必要な資金の手当が可能であること。また、申請者が他の林地開発において監督処分を受けており、かつ、これに従っていない者に該当しないこと。 5 (略) 第2～第7 (略) 第2章 技術的基準 第1節 災害の防止 第1～第7 (略) 第8 <u>仮設の防災施設等</u>の設置等 開発行為の<u>施行</u>において、<u>防災施設等のうち</u>、災害の防止のために必要なえん堤、排水施設、洪水調節池であって、<u>仮設のもの</u>を設置する場合は、全体の<u>施行</u>工程において具体的な箇所及び<u>施行</u>時期が明らかにされており、かつ、設計が本設の<u>防災施設等</u>を設置する場合に準じて行うこと。 第9 <u>防災施設等</u>の維持管理 (1) 開発行為の施行中において、設置した防災施設等が十分にその機能を発揮できるよう、当該防災施設等の点検、損傷箇所の修繕、堆積した土砂の撤去等の維持管理の方法が開発行為に関する計画書に記載されていること。 (2) 開発行為の完了後においても維持すべき防災施設等の維持管理の方法についても、(1)と同様に計画書に記載されていること。	〔要領〕別紙1(第2条関係) 森林法第10条の2に基づく開発行為の許可申請に対する処分に係る審査基準 第1章 一般的基準 第1節 総則 第1 次の事項のすべてに該当し、申請に係る開発行為を行うことが確実であること。 1 (略) 2 開発行為に係る森林につき、開発行為の<u>施工</u>の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を申請者が得ていることが明らかであること。 3 (略) 4 申請者に開発行為を行うために必要な信用及び資力があることが明らかであること。 5 (略) 第2～第7 (略) 第2章 技術的基準 第1節 災害の防止 第1～第7 (略) 第8 <u>仮設防災施設の設置等</u> <u>開発行為の施工にあたって、災害の防止のために必要なえん堤、排水施設、洪水調節地等について仮設の防災施設を設置する場合は、全体の施工工程において具体的な箇所及び施工時期を明らかにするとともに、仮設の防災施設の設計は本設のものに準じて行うこと。</u> 第9 <u>防災施設の維持管理</u> <u>開発行為の完了後においても、整備した排水施設や洪水調節池等が十分に機能を発揮できるよう、土砂の撤去や豪雨時の巡視等の完了後の維持管理方法について明らかにすること。</u>

改 正 案	改 正 前
第2節 水害の防止 第1 洪水調節地 1 (略) 2 洪水調節池等の設置は、次の技術的細則によるものであること。 (1) 洪水調節容量は、当該開発行為をする森林の下流において当該開発行為に伴いピーク流量が増加することにより当該下流においてピーク流量を安全に流下させることができない地点が生じる場合には、当該地点での30年確率で想定される雨量強度及び当該地点において安全に流下させることができるピーク流量に対応する雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものであること。 ただし、排水を導く河川等の管理者との協議において必要と認められる場合には、50年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものであること。 また、開発行為の施行期間中における洪水調節池の堆砂量を見込む場合にあっては、第1節第4の2の(1)によるものであること。 なお、安全に流下させることができない地点が生じない場合には、第1節第4の2の(1)によるものであること。 (2)～(6) (略) 第3節 水の確保 第1 水の確保 1～2 (略) 3 開発行為の施行において、防災施設等のうち、水の確保のために必要な貯水池等であって、仮設のものを設置する場合は、全体の施行工程において具体的な箇所及び施行時期が明らかにされており、かつ、設計が本設の貯水池等を設置する場合に準じて行われていること。 4 開発行為の施行中において、設置した貯水池等が十分にその機能を発揮できるよう、当該貯水池等の点検、損傷個所の修繕、堆積した土砂の撤去等の維持管理方法が開発行為に関する計画書に記載されていること。	第2節 水害の防止 第1 洪水調節地 1 (略) 2 洪水調節池等の設置は、次の技術的細則によるものであること。 (1) 洪水調節容量は、当該開発行為をする森林の下流において当該開発行為に伴いピーク流量が増加することにより当該下流においてピーク流量を安全に流下させることができない地点が生じる場合には、当該地点での30年確率で想定される雨量強度及び当該地点において安全に流下させることができるピーク流量に対応する雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものであること。 ただし、排水を導く河川等の管理者との協議において必要と認められる場合には、50年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものであること。 また、開発行為の施工期間中における洪水調節池の堆砂量を見込む場合にあっては、第1節第4の2の(1)によるものであること。 なお、安全に流下させることができない地点が生じない場合には、第1節第4の2の(1)によるものであること。 (2)～(6) (略) 第3節 水の確保 第1 水の確保 1～2 (略) (新設) (新設)

改 正 案	改 正 前
第4節 環境の保全 第1 環境の保全 1 開発行為をしようとする森林(以下特に断りのない限り森林法第5条に規定する地域森林計画対象の民有林のことをいう。)の区域に開発行為に係る事業の目的、態様、周辺における土地利用の実態等に応じ残置し、若しくは造成する相当面積の森林又は緑地(以下「残置森林等」という。)の配置が適切に行われることが明らかであること。 (1) 相当面積の残置森林等の配置については、森林又は緑地を現況のまま保全することを原則とし、やむを得ず一時的に土地の形質を変更する必要がある場合には、可及的速やかに伐採前の植生回復を図ることを原則として森林又は緑地が造成されるものであること。 この場合において、残置森林等の面積の事業区域内の森林面積に対する割合は表－7の「事業区域内において残置し、若しくは造成する森林又は緑地」の割合によるものとする。 また、残置森林等は、表－7の森林の配置等により開発行為の規模及び地形に応じて、事業区域内の周辺部及び施設等の間に適切に配置されていること。 なお、表－7に掲げる開発行為の目的以外の開発行為については、その目的、態様、社会的経済的必要性、対象となる土地の自然的条件等に応じ、表－7に準じて適切に措置されていること。 ア 留意事項 森林の配置については、残置森林によることを原則とし、極力基準を上回る林帯幅で適正に配置するよう計画されているとともに、造成森林の配置は、土地の形質を変更することがやむを得ないと認められる箇所に限っていること。	第4節 環境の保全 第1 環境の保全 1 開発行為をしようとする森林(以下特に断りのない限り森林法第5条に規定する地域森林計画対象の民有林のことをいう。)の区域に開発行為に係る事業の目的、態様、周辺における土地利用の実態等に応じ相当面積の森林又は緑地の配置が適切に行われることが明らかであること。 (1) 「<u>相当面積の森林又は緑地の残置又は造成</u>」とは、森林又は緑地を現況のまま保全することを原則とし、やむを得ず一時的に土地の形質を変更する必要がある場合には、可及的速やかに伐採前の植生回復を図ることを原則として森林又は緑地が造成されるものであること。 この場合において、<u>残置し又は造成する森林又は緑地(以下、「残置森林等」という。)</u>の面積の事業区域内の森林面積に対する割合は表－7の<u>残置し又は造成する森林又は緑地の割合によるものとする。</u> また、残置森林等は、表－7の森林の配置等により開発行為の規模及び地形に応じて、事業区域内の周辺部及び施設等の間に適切に配置されていること。 なお、表－7に掲げる開発行為の目的以外の開発行為については、その目的、態様、社会的経済的必要性、対象となる土地の自然的条件等に応じ、表－7に準じて適切に措置されていること。 ア 留意事項 森林の配置については、残置森林によることを原則とし、極力基準を上回る林帯幅で適正に配置するよう計画されているとともに、造成森林の配置は、土地の形質を変更することがやむを得ないと認められる箇所に限っていること。

改 正 案

表－7 開発目的別の残置森林等の割合

No.	開発行為 の目的	事業区域内において残置し若しくは造成する森林又は緑地の割合	森 林 の 配 置 等
1 5 8	(略)		
9	太陽光発電 施設の設置	1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が40ヘクタール未満の場合は森林率はおおむね25 パーセント(残置森林率はおおむね15 パーセント)以上とする。 2 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が40ヘクタール以上の場合は、残置森林率はおおむね60パーセント以上とする。	1 原則として周辺部に残置森林を配置する。また、りょう線の一体性を維持するため、尾根部については、原則として残置森林を配置する。 2 開発行為に係る1か所当たりの面積はおおむね20 ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林(ただし、事業区域内の開発行為に係る森林の面積が40ヘクタール以上の場合は、4のとり全て残置森林)を配置する。 3 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上40ヘクタール未満の場合は、原則として周辺部におおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林(おおむね30メートル以上の幅のうち一部または全部は残置森林)を配置することとする。 4 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が40ヘクタール以上の場合は、原則として周辺部におおむね30メートル以上の残置森林を配置する。また、開発行為に係る森林の区域は、位置の偏りが生じないようおおむね均等にこれを配置し、開発行為に係る森林の区域の間やその周辺部に十分な幅の残置森林を配置する。

改 正 前

表－7 開発目的別の残置森林等の割合

No.	開発行為 の目的	事業区域内において残置し又は造成する森林又は緑地の割合	森 林 の 配 置 等
1 5 8	(略)		
9	太陽光発電 施設の設置	森林率はおおむね25 パーセント(残置森林率はおおむね15 パーセント)以上とする。 (新設)	1 原則として周辺部に残置森林を配置することとし、事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20 ヘクタール以上の場合は原則として周辺部におおむね幅30メートル以上の残置森林又は造成森林(おおむね30メートル以上の幅のうち一部又は全部は残置森林)を配置することとする。また、りょう線の一体性を維持するため、尾根部については、原則として残置森林を配置する。 2 開発行為に係る1か所当たりの面積はおおむね20 ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 (新設) (新設)

改 正 案	改 正 前
1 「残置森林率」とは、残置する森林のうち若齢林(15年生以下の森林)を除いた面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。 2 「森林率」とは、残置森林及び造成森林(植栽により造成する森林であって、硬岩切土面等の確実な成林が見込まれない箇所を除く。)の面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。 〔森林の配置については、残置森林によることを原則とし、極力基準を上回る林帯幅で適正に配置するよう計画されているとともに、造成森林の配置は、土地の形質を変更することがやむを得ないと認められる箇所に限っていること。〕 3 「ゲレンデ等」とは、滑走コースの上、下部のスキーヤーの滞留場所であり、リフト乗降場、レストハウス等の施設用地を含む区域をいう。 4 「1箇所当たりの面積」とは、太陽光発電設備(当該設備に附帯する設備を含む。)又はその集団を設置するための開発行為に係る土地の区域面積を指すものとする。 5 住宅団地の造成に係る「緑地」には、当面、次に掲げるものを含めることとして差し支えない。 公園(緑地及び広場)、隣棟間緑地、コモンガーデン、緑地帯、緑道、法面緑地、その他上記に類するもの。 6 住宅団地の造成の場合、事業区域内において残置し又は造成する森林又は緑地の割合は、市街化区域(都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条に規定する区域区分をいう。)として指定されている場合に限り、16パーセントまで緩和することができる。 7 「土砂埋立て等」とは、土砂(砂利及び岩石を含む。)による埋立て、盛土その他の土地へのたい積を行う行為をいう。 8 道路の新設若しくは改築又は畑地等の造成の場合であって、その土地利用の実態からみて森林を残置し又は造成することが困難又は不適當であると認められるときは、森林の残置又は造成が行われないこととして差し支えない。	1 「残置森林率」とは、残置する森林のうち若齢林(15年生以下の森林)を除いた面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。 2 「森林率」とは、残置森林及び造成森林(植栽により造成する森林であって、硬岩切土面等の確実な成林が見込まれない箇所を除く。)の面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。 〔森林の配置については、残置森林によることを原則とし、極力基準を上回る林帯幅で適正に配置するよう計画されているとともに、造成森林の配置は、土地の形質を変更することがやむを得ないと認められる箇所に限っていること。〕 3 「ゲレンデ等」とは、滑走コースの上、下部のスキーヤーの滞留場所であり、リフト乗降場、レストハウス等の施設用地を含む区域をいう。 (新設) 4 住宅団地の造成に係る「緑地」には、当面、次に掲げるものを含めることとして差し支えない。 公園(緑地及び広場)、隣棟間緑地、コモンガーデン、緑地帯、緑道、法面緑地、その他上記に類するもの。 5 住宅団地の造成の場合、事業区域内において残置し又は造成する森林又は緑地の割合は、市街化区域(都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条に規定する区域区分をいう。)として指定されている場合に限り、16パーセントまで緩和することができる。 6 「土砂埋立て等」とは、土砂(砂利及び岩石を含む。)による埋立て、盛土その他の土地へのたい積を行う行為をいう。 7 道路の新設若しくは改築又は畑地等の造成の場合であって、その土地利用の実態からみて森林を残置し又は造成することが困難又は不適當であると認められるときは、森林の残置又は造成が行われないこととして差し支えない。
(2) (略) 2～3 (略) 4 残置森林等が善良に維持管理されることが明らかであること。残置森林等については、申請者が権原を有していることを原則とし、地方公共団体との間で森林又は緑地の維持管理につき協定が締結されていることが望ましい。また、開発行為をしようとする森林の区域内の残置森林等については、原則として将来にわたり保全その保全又は形成に努めること。 第5節 その他 第1 (略) 第2 1～2 (略) 3 太陽光発電を含む再生可能エネルギー発電設備の設置にあたっては、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律(平成25年法律第81号)や、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)において、林地開発許可制度を含めた法令手続の特例と併せて、地域での計画策定と事業実施にあたって協議会での合意形成の促進が措置されているため、これらの枠組みを活用し協議会等を通じて地域との合意形成を図るよう努めること。 第3 (略)	(2) (略) 2～3 (略) 4 残置森林等が善良に維持管理されることが明らかであること。残置森林等については、申請者が権原を有していることを原則とし、地方公共団体との間で森林又は緑地の維持管理につき協定が締結されていることが望ましいが、この場合において、開発行為をしようとする森林の区域内の残置森林等については、原則として将来にわたり保全に努めるものとし、保安林制度等の適切な運用によりその保全又は形成に努めること。 第5節 その他 第1 (略) 第2 1～2 (略) 3 太陽光発電を含む再生可能エネルギー発電設備の設置にあたっては、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の促進に関する法律(平成25年法律第81号)や、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)において、林地開発許可制度を含めた法令手続の特例と併せて、地域での計画策定と事業実施にあたって協議会での合意形成の促進が措置されているため、これらの枠組みを活用し協議会等を通じて地域との合意形成を図るよう努めること。 第3 (略)

改 正 案	改 正 前
第6 開発行為に係る完了確認等 第1 防災施設の先行設置 防災施設は本工事に先行して完成させることとし、主要な防災施設が計画書のとおりに設置されてから知事が部分確認を行うまでの間は、他の開発行為は行わないこと。なお、仮に当該確認をせずに他の開発行為に着手した場合、その着手時点において、防災施設等が計画書の内容のとおりに設置されていなかったことが明らかになったとき、森林法第206条の罰則の対象となり得るため注意すること。 第2～第3 (略)	第6 開発行為に係る完了確認等 第1 防災施設の先行設置 防災施設は本工事に先行して完成させることとし、主要な防災施設が設置されてから知事が部分確認を行うまでの間は、他の開発行為は行わないこと。 第2～第3 (略)